

県南広域振興局長告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月20日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

1 就任

監事

佐 藤 澄 夫 花巻市石鳥谷町関口第5地割21番地
佐々木 勝 司 " " 新堀第21地割23番地
高 橋 雄 光 " " " 第28地割74番地

2 退任

監事

佐々木 勝 司 花巻市石鳥谷町新堀第21地割23番地
佐 藤 澄 夫 " " 関口第5地割21番地
小山田 哲 夫 " " 新堀第24地割81番地